

平成24年11月13日

第1回マーガリン類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の議事概要

第1 開催日時及び場所等

- 1 日 時：平成24年10月11日（木）13：15～15：20
- 2 場 所：農林水産消費安全技術センター研修室
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟（7階）
- 3 出席委員：委員14名中12名（栗生委員、板垣委員、江口委員、佐藤委員、杉本委員、高野委員、田所委員、東海林委員、中峯委員、荻上委員、丸山委員、持田委員）が出席
- 4 委員長：高野克己
- 5 意見陳述及び傍聴を希望する者を公募したところ、意見陳述を希望する者はなく、傍聴を希望する者は4名であった。委員長が特に必要と認めた者として1名（農林水産省消費・安全局表示・規格課 越野課長補佐）が出席していることが報告された。

第2 議事概要

○ マーガリン類の日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から規格調査の結果（資料7）について説明した後、当該規格の位置付け及び見直しの方向性について議論を行った。

（1）当該規格の位置付けについて

当該JAS規格の性格は、これまで「標準規格」として位置付けられてきたところ。当該製品の生産状況及び当該規格の利用状況を踏まえ、引き続き「標準規格」として位置付けることが適当である旨、議決した。

（2）当該規格の見直しの方向性について

規格調査の結果及びJAS規格の制定・見直しの基準を踏まえ、次の事項について改正の必要性について議論を行った。

- ①「異物」
- ②「内容量」
- ③「食品添加物」
- ④「水分」及び「油脂含有率」の測定方法

その結果、①及び②については遵守義務のある規格等との関係を考慮し必要な整理を行うことから削除することを議決した。③については次回事務局から改正案を提示し検討すること、④については次回事務局から妥当性確認の結果を提示し検討することを議決した。

第3 会議における主な個々の意見（要旨）

1 規格の性格の明確化に関する意見

- ・標準規格という認識であり、業者間で一定の品質を確保しており、実需者や末端消費者に信頼を与えている。

- ・品質管理の社内の規格基準として利用している。
- ・J A S の認定工場は年に 1 度は監査されるので、一定のレベルの製造、品質管理のスタンダードとして規格を利用している。
- ・業務用が主であり、J A S 規格が取引条件となっており、品質管理を一定にするためにも J A S が必要と認識している。
- ・一定の品質のものが利用できるということが大事である。
- ・マーガリンはブランドが重要である中で、格付率が高く、信頼感も高い。
- ・給食等取引で使われるため現状のままでよいと考える。
- ・一定の品質であり安心できる。
- ・スタンダードとして機能しているのは明確と考える。

2 規格の改正の必要性に関する意見

- ・水分と油脂含有率の測定方法は、規格制定時の方法から変わっていないので、妥当性を確認した上で変更してほしい。
- ・実用的な測定方法で正確な値が出る方法が望ましい。
- ・内容量の項目を削除した場合、量目公差は計量法では上限は 5 k g であり、それ以上のものはどのように考えるのか。

以上

(事務局作成)